

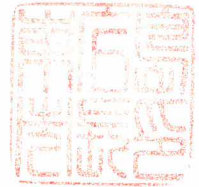
公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗に係る届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により、東広島市の区域内に居住する者、東広島市において事業活動を行う者、東広島市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の東広島市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、東広島市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができる。

平成30年9月10日

東広島市長 高 垣 廣 徳



1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称

フジグラン東広島

(2) 所在地

広島県東広島市西条町御薗宇4405番地

2 変更に係る事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前)

駐車場No. (添付図面4・6上No.)	出入口の数	位 置
駐車場①、屋上駐車場 (フジグラン)	3箇所 (別添図面4上)	本体棟敷地南側
立体駐車場 (フジグラン)	2箇所 (別添図面4上)	別棟敷地南西側
駐車場② (フジグラン)	4箇所 (別添図面4上)	別棟敷地北側、南側
駐車場③ (フジグラン)	3箇所 (別添図面4上)	駐車場③東側、南側
駐車場④ (フジグラン)	2箇所 (別添図面4上)	駐車場④東側、北側
駐車場⑤ (フジグラン)	1箇所 (別添図面4上)	駐車場⑤北側
駐車場⑥ (フジグラン)	1箇所 (別添図面4上)	駐車場⑥北側
駐車場⑦ (フジグラン)	1箇所 (別添図面4上)	駐車場⑦南側
駐車場⑧ (フジグラン)	1箇所 (別添図面4上)	駐車場⑧南東側
No.1、No.2、No.3 (エディオン)	3箇所 (別添図面6上)	建物北側、南側、南西側
合 計	21箇所	

(変更後)

駐車場No. (添付図面 5・6 上No.)	出入口の数	位 置
駐車場①、屋上駐車場 (フジグラン)	3 箇所 (別添図面 5 上)	本体棟敷地南側
立体駐車場 (フジグラン)	2 箇所 (別添図面 5 上)	別棟敷地南西側
駐車場② (フジグラン)	4 箇所 (別添図面 5 上)	別棟敷地北側、南側
駐車場③ (フジグラン)	3 箇所 (別添図面 5 上)	駐車場③東側、南側
駐車場④ (フジグラン)	2 箇所 (別添図面 5 上)	駐車場④東側、北側
駐車場⑤ (フジグラン)	1 箇所 (別添図面 5 上)	駐車場⑤北側
駐車場⑥ (フジグラン)	1 箇所 (別添図面 5 上)	駐車場⑥北側
駐車場⑦ (フジグラン)	2 箇所 (別添図面 5 上)	駐車場⑦南側、北側
駐車場⑧ (フジグラン)	1 箇所 (別添図面 5 上)	駐車場⑧南東側
No.1、No.2、No.3 (エディオン)	3 箇所 (別添図面 6 上)	建物北側、南側、南西側
合 計	2 2 箇所	

3 変更年月日及び変更の理由

(1) 変更年月日

平成30年9月15日

(2) 変更の理由

市道御薗宇東線に面して駐車場の出入口を増設することにより、駐車場利用者の利便性の向上を図るため。

4 届出年月日

平成30年9月5日

5 縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成30年9月10日(月)から平成31年1月10日(木)まで(日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、12月29日から12月31日まで及び1月2日を除く。)とし、縦覧時間は、午前8時30分から午後5時30分までとする。

(2) 縦覧場所

東広島市産業部産業振興課

東広島市西条栄町8番29号

6 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成31年1月10日(木)

(2) 提出先

東広島市産業部産業振興課